

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束と東京電力  
福島第二原子力発電所の全基廃炉を求める意見書

東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故の発生から4年半が経過したが、当県においては、福島第一原子力発電所事故を起因とする様々な問題が山積しているため、他の被災県と異なり、復興に向けた取組が平成28年度以降も長期に及ぶことが明白である。

これまで国は、福島復興再生特別措置法や福島復興再生基本方針等に基づいた様々な施策を展開し、人的支援や各種事業の要件緩和など当県復興のために取り組んできた。今後は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、復興に向けた取組が着実に前進を続ける当県の姿を全世界に強く発信していくため、復興の足かせとなっている福島第一原子力発電所事故の収束に向けた多くの課題に対し、これまで以上に国が前面に立って責任を果たし、確実に結果を出すことが求められている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 汚染水対策は喫緊の課題であるため、国内外の英知を結集して総力を挙げて取り組むとともに、汚染水漏えいを始めとするトラブルの未然防止と東京電力（株）に対する指導及び監督をより一層強化すること。
- 2 福島第一原子力発電所事故の収束に向けて、汚染水対策を含めた中長期ロードマップに基づく廃炉に向けた取組について、国が前面に立ち責任を持って安全かつ確実に進めていくとともに、作業過程を県民に対して丁寧に説明していくこと。
- 3 当県議会平成23年9月定例会において、県内すべての原発の廃炉を求める請願を採択し、県民の総意を示したことに鑑み、現在存廃が未定となっている福島第二原子力発電所の全基廃炉を早急に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月7日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
経 済 産 業 大 臣  
復 興 大 臣

福島県議会議長 斎藤勝利